中国語版

目录 **項目一覧**

入国时的手续 入国時の手続き A-1 住民登记 住民登録 A-2

户籍制度 A-3 戸籍制度

印章登记 A-4

住房 住宅 B-1-1

搬家和街道会 B-1-2 引越しと町会 生活基本设施 B-1-3 生活インフラ

垃圾的处理 B-1-4 ごみの出し方

关于健康保险 健康保険について B-2-1

关于护理保险制度 介護保険制度について B-2-2

印鑑登録について

关于结婚 結婚するには B-3

从妊娠到生产 妊娠から出産 B-4-1 孩子的健康 B-4-2 子供の健康

育儿 B-4-3 子育て

教育 教育 B-5-1

B-7

学习日语 B-5-2 日本語学習 日本的税金 日本の税金 B-6 在日本工作 日本で働く

国民年金和厚生年金 国民年金と厚生年金 B-8

驾驶证 B-9-1 運転免許

拥有汽车和摩托车 自動車・バイクを所有する B-9-2

骑自行车 B-9-3 自転車にのる B-10 兴趣爱好 楽しむ・学ぶ

紧急时应采取的措施 B-11-1 緊急のときの対応

防备自然灾害 B-11-2 自然災害に備えて

市内的文化运动设施 草加市内の文化・運動施設 C-1

咨询处 困ったときの相談窓口

C-2

这本《草加市指南》用您的母语, 为您介绍了有关 日语以及日本的生活习惯、规定等内容。此书按内 容分章, 您可根据您的需要来选择阅读。在 所(市民课、国际问询角)可拿到此书。另外,您 可以在各公共设施窗口,请工作人员帮您取来。

我们衷心祝愿大家能在草加安居乐业、生活得愉快。 ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まり などを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シー トとなっています。必要なシートを選んで使ってくださ い。市役所(市民課、国際相談コーナー)、各サービスセ ンターにおいてあります。また、各公共施設窓口に頼ん で取り寄せることもできます。

^{そうか みな} 草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて 干さい。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。 こくさいそうだん

国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談 にのります。

電話::922-2970(直通) ファックス:927-4955

E-mail: soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp

月・水・金 午前9時~午後5時

市役西棟 2 階エレベーター前

市役所 2 楼电梯前

(国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で 「NPO Living in Japan」が運営しています。)

编制:草加市 协助:草加市国际问询角

作成: 草加市 協力: 草加市国際相談コーナー

(平成28年度作成、)

草加市指南

A-4 印章登记

印鑑登録について

*このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

*草加市にお住まいの方の情報です。

A-4 印章登录

在日本一般都用印章来代替署名。在市役所登记过的印章叫"实印"。证明此印章是实印的证明书称为"印章登录证明书"。

1. 印章登录证

- ①申请印章登录后会发给印章登录证(卡)。
- ②登录是免费的。(重新登录是收费的)
- ③每人只能登录一个印章。

2. 印章登录证明书

- ①买卖汽车等重要交易时需要用的证明。它证明印章是属于本人的。
- ②需要时带上印章登录证和确认是本人的证件到市役所或服务中心去申请发行。
- ③发行印章登录证明书要収费。

3. 实印的制作方法

- ①可以登录的印章大小为可以放入 8mm 以上、25mm 以下的正方形内。
- ②印章的材质不能是容易变形的橡皮等材质。
- ③印章的姓名必须要与住民基本台帐的姓、名或并记名一致。

4. 申请登录

在市役所的市民课及各服务中心申请登录。

所需材料(自己带去):

- 登录的印章
- 可以确认是本人的带有照片的证件(在留卡、驾照等)

《问询》 市役所市民课 住民記録係 电话 048-922-1536

A-4 印鑑登録

日本では、署名の代わりに印鑑(はんこ)が一般的に使われています。市役所市民課に登録した印鑑を「実印」といいます。また、その印鑑が実印であることを証明する書類を「印鑑登録証明書」といいます。

1. 印鑑登録証

- ①印鑑登録の申請をすると、印鑑登録証 (カード) が発行されます。
- とうろくりょう まりょう ひりょう (再登録は有料です。)
- ③一人につき、一つの印鑑のみ登録できます。

2. 印鑑登録証明書

- ①自動車の売買や大切な取引きをするときに必要なもので、本人の印鑑であることを証明するものです。
- ②必要な時に印鑑登録証と本人確認できるものをもって、市役所市民課又は、各サービスセンターへ行って申請します。
- ③印鑑登録証明書は有料です。

3. 実印の作り方

- ①登録できる印鑑のサイズは、8 mm以上 2 5 mm以下の正方形に入る大き さです。
- ②材質が、ゴムなど変化しやすいものは登録できません。
- ③印鑑は、住民基本台帳に記録されている氏や名、または併記名のものでなければいけません。

4. 登録の申請

市役所の市民課、各サービスセンターで申請します。

ひつよう もの (持っていくもの): ・登録する印鑑

・本人確認できる写真付きの証明書 (在留カード、免許証など)